

Business Certificate News

重要

2009年10月23日

原産地証明書用紙の誤植について（お詫びと対処方法）

欄外右下に 2009.02 と印刷されている原産地証明書用紙に誤植があることが判明しました。誤植箇所は、右上の CERTIFICATE OF ORIGIN のタイトル欄で、issued と印刷されるべきところが、issude となっています。

（注）欄外右下に 1999.10 と印刷されている用紙には誤植はありません。

申請者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けし誠に申し訳ありません。本誤植について、当所では以下により対応いたします。

1. 原産地証明書用紙の刷り直し

原産地証明書用紙を刷り直しいたします。東商売店での以下の日から販売いたします。

普通紙 500 枚 10 月 30 日（金）

普通紙 100 枚綴 11 月 2 日（月）

2. 用紙の交換

既に誤植のある用紙を購入され、貴社に在庫がある場合、以下により用紙を無償で交換いたします。

- ① 東商売店あるいは証明センターでお買い求めいただいた方：11月2日（月）以降に、証明センター返却窓口にて新用紙と交換いたします。その際は、お手数ながら、誤植のある用紙をご持参願います。
- ② 本用紙の印刷業者であるトッパン・フォームズに直接ご注文された大口購入者の方：同社よりご連絡の上、新しい用紙を10月30日（金）以降順次お届けし、11月2日（月）以降にお手元に残っている用紙を回収いたします。

3. 当所訂正印による訂正

新しい用紙ができるまでの間、誤植のある用紙を使用する場合、信用状取引ではディスクレの懸念がありますが、ISBP（荷為替信用上に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務）25の規定によると、「語句または文章中に発生するミス・スペリングまたはミスタイプで、語句または文章の意味に影響を及ぼさないものは、書類をディスクレとはしない」とあり、ルール上は問題ないものと思われます。しかし、銀行買取の際にご心配の場合は、申請者によるタイプによる訂正、あるいは当所訂正印カウンターでゴム印による訂正をした後、当所訂正印の押印を受けてください。

ご不明な点がございましたら、証明センターまでお問い合わせください。

【問合せ先】 東京商工会議所 証明センター

飯野・三村・赤木

[TEL:03-3283-7610](tel:03-3283-7610)

以上